#入管法改悪反対! 第1彈

#難民申請者の送還に 反対します

政府提出の入管法改正案は、

難民申請が3回目の人は、難民であるという"相当の理由がある資料"を出せた人を除いて、送還を停止しないことにする

としています。しかし、

- ①日本の難民認定率はわずか 0.4% *です。 3回目の申請者であっても、真の難民が 含まれています
- ②"相当の理由がある資料"かどうかを入管が 自分で判断するのでは、歯止めになりません
- ③東京高裁でも、3回目の申請者に対する 一律の在留制限は違法と判断されました**
 - *2019年は申請10,375人、難民認定は44人
 - **東京高等裁判所令和2年2月13日判決

